

Q 周囲に知られず遺言作りたい

自分の年齢や体調などを考え、そろそろ財産について遺言を残しておこうと思うようになりました。できる限り周囲には知られず、手間や費用をかけないで作成したいのですが、どのような方法があるでしょうか。

法律 相談室

遺言には多数の種類がありますが、代表的なものの一つが「自筆証書遺言」です。遺言者が遺言書の全文、日付、氏名を全て自分で書き、押印して作成する形式の遺言です。証人や立会人が不要のため、周囲にほとんど知られずに作成できる

そこで、法改正によって自筆証書遺言の要件が緩和され、財産目録（相続財産などの一覧表）を添付する場合、目録の部分は手書きを必要としないことになりました。例えば目録をパソコンで作成したり、不動産の登記事項証明書や通帳の

録が混在してしまった場合、自筆証書遺言としての要件を満たさないとされているので注意が必要です。

遺言の作成を考えている方は、遺言の内容だけではなく、形式面も含めて不備がないようにしましょう。

要件緩和「自筆証書」で

ほか、費用を抑えられる」とが特徴です。

従来、自筆証書遺言は遺言の全文を一言一句、手書きしなければならないものとされていました。しかし、負担が大きく、自筆証書遺言の利便性が阻害されるとの指摘がありました。

コピーを添付したりすることが許容されます。

他方、①遺言本文はあくまで、全文、日付、氏名を手書きするとともに押印する②財産目録は全ての用紙に署名と押印をする——ことが必要です。また、遺言本文の自筆書面と同じ用紙

ちのち遺言を巡って争いにならないことを重視したい場合には、「公正証書遺言」を作成するなど他の方法が望ましいこともあります。いずれにしろ、不明点があれば早めに弁護士に相談することをお勧めします。

(回答=堀内良弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。